

# 過疎地域持続的発展計画

(令和8年度～令和12年度)

(2026年度～2030年度)

和歌山県

# はじめに

## 1 計画の趣旨

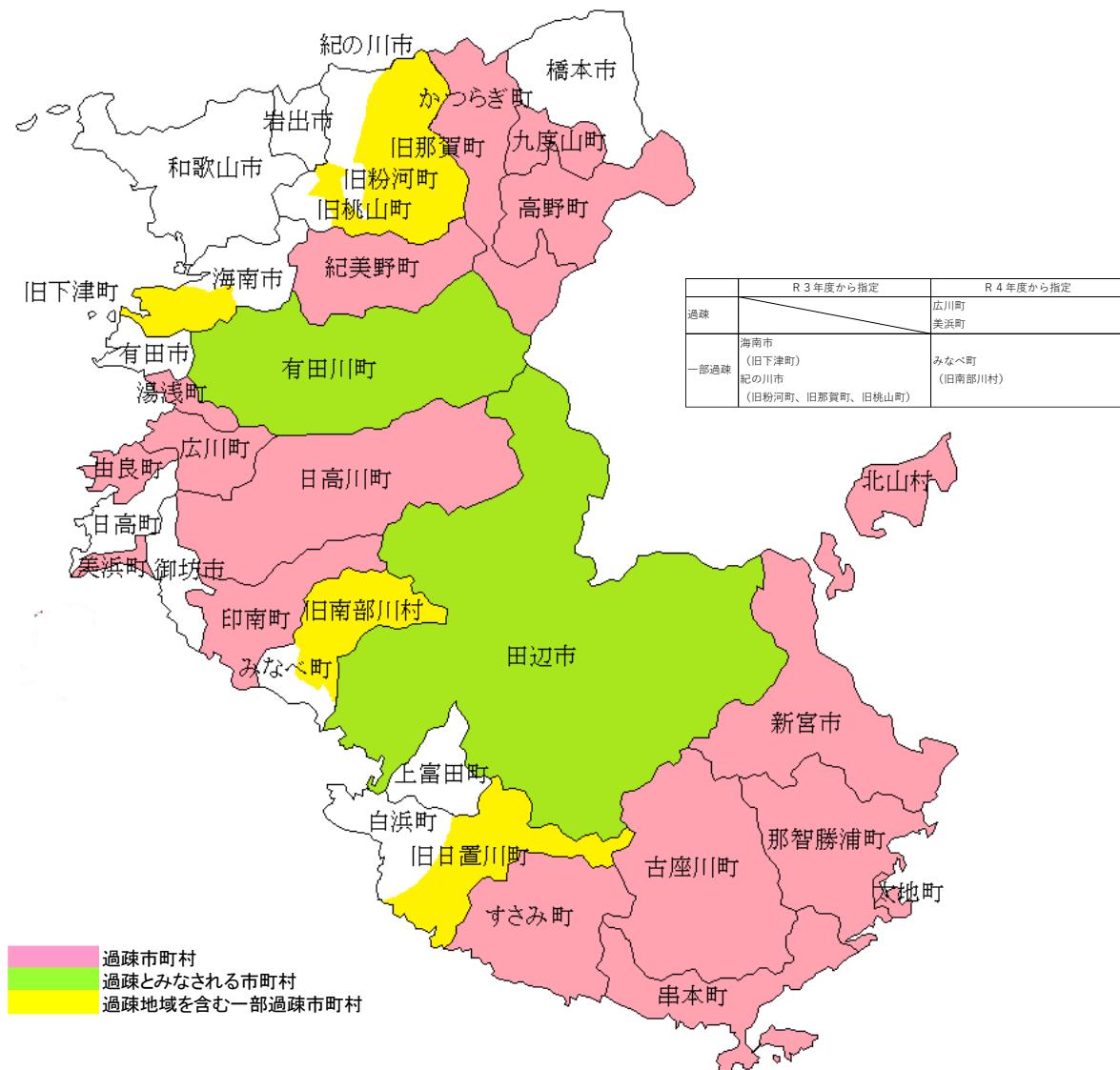
和歌山県過疎地域持続的発展計画（以下「本計画」という。）は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）（令和3年法律第19号）第9条及び和歌山県過疎地域持続的発展方針（以下「県方針」という。）に基づき、過疎地域の持続的発展に資する施策として、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする事業について策定する。

## 2 計画の期間

令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間

## 3 対象地域

過疎地域持続的発展特別措置法第2条第2項の規定に基づき公示された本県における対象地域は23市町村（4市18町1村。うち過疎地域とみなされる区域を有する市町村：1市1町、過疎地域を含む一部過疎市町村：2市2町）



## 目 次

I 基本的な事項 .....	1
1 過疎地域の持続的発展の基本方針 .....	1
(1)現状と課題 .....	1
(2)過疎地域持続的発展の基本的な方向 .....	1
2 過疎地域の持続的発展に関する目標 .....	2
II 過疎地域の持続的発展に関する分野別施策 .....	3
1 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進 .....	3
2 産業の振興 .....	4
(1)農業 .....	4
(2)畜産業 .....	6
(3)林業 .....	6
(4)水産業 .....	9
(5)情報通信産業の振興 .....	10
(6)地場産業の振興 .....	10
(7)企業の誘致対策 .....	10
(8)起業の促進 .....	11
(9)商業の振興 .....	11
(10)観光又はレクリエーション .....	11
3 地域における情報化の推進 .....	12
4 交通体系の整備 .....	13
(1)国道・県道等の整備 .....	13
(2)交通確保対策 .....	13
5 生活環境の整備 .....	14
(1)水道施設、汚水処理施設の整備等 .....	14
(2)防災・減災対策の推進、消防・救急体制の整備 .....	15
(3)安心できる生活環境の整備 .....	17
6 子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 .....	17
7 医療の確保 .....	18
8 教育の振興 .....	18
9 集落の整備 .....	19
10 地域文化の振興等 .....	19
11 地域における再生可能エネルギーの利用促進 .....	20
III 計画の達成状況の評価に関する事項 .....	21

## I 基本的な事項

### 1 過疎地域の持続的発展の基本方針

過疎法に基づき、本県が行う過疎地域の持続的発展のための施策の大綱として、また、過疎地域持続的発展市町村計画を定める際の指針として、県方針を策定した。

県方針は、令和8年(2026年)4月1日から令和13年(2031年)3月31日までの5年間を対象期間とし、過疎地域の課題を整理した上で、その対策について、11の分野別施策の基本的な方向を定め、過疎地域の持続的発展に取り組んでいくこととしている。

#### (1) 現状と課題

本県の過疎地域では、重要な産業である農林水産業の低迷、路線バスなどの公共交通機関の廃止、耕作放棄地の増加及び有害鳥獣による農作物被害の増加など、様々な問題が生じており、人口減少や高齢化が著しく進み、生活基盤の弱体化、医療・福祉など暮らしを支えるサービスの低下など、過疎地域の集落機能の維持が困難な状況となっている。

一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大を通じて、大都市について、人口密度が高い地域で日常活動を行うことのリスクや、社会経済機能が一極に集中していることのリスクを国家的課題として捉えなければならない状況の中において、国土形成のあり方として、持続可能な地域社会の形成に向け、過疎地域に期待される役割は大きい。

#### (2) 過疎地域持続的発展の基本的な方向

過疎地域の持続的発展には、地域が抱える課題や地域を取り巻く社会状況を的確に把握し、地域の特産品や、それぞれの個性豊かな自然環境や伝統文化などを有効に活用して対策を講じて行く必要があり、その対策としては、そこに住まう人々の安全・安心な暮らしを支え、守るだけでなく、過疎地域がもつ魅力をさらに高め、都市と過疎地域がともに支えあうものでなくてはならない。

また、近い将来高い確率で発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、緊急輸送道路上の橋梁耐震化など、防災・減災対策の推進に加え、持続的発展に向け、道路ネットワーク及び生活基盤等の整備を継続して実施していく必要がある。

加えて、地域の実情や動向、行政ニーズを的確に把握し、分野ごとの施策の方向性を見極めた上で、地域医療の確保や交通手段の維持・確保、農林水産業などの担い手の確保、移住・交流施策の推進など、地域の実情にあった実効性のある、きめ細やかなソフト対策についても、推進する必要がある。とりわけ、関係人口の創出や、地域に不足している専門人材の活用により、地域活力の更なる向上を図る必要がある。

【県方針 I 基本的な事項 2 過疎地域持続的発展の基本的な方向（1）基本的な方向より抜粋】

この県方針を踏まえ、過疎地域の持続的発展に資する施策として、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置について、計画を策定する。なお、施策の実施に当たっては、過疎法第9条第3項に定める、過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努める。

## 2 過疎地域の持続的発展に関する目標

本県の令和12年(2030年)の人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2023年推計）」では82.7万人と推計されており、持続可能な和歌山県を実現するため、特に高齢化による影響がその他の地域に比して深刻化している過疎地域においては、地域の担い手となる人材を確保し、地域活力の向上を図る必要がある。

そのためには、和歌山県総合計画（令和7年(2025年)12月策定）において、就職による人口流出の抑制やUIターンの増加により、転出超過がなくなった場合の人口の見通しとして、令和12年(2030年)時点で人口83.0万人と見込まれている人口規模を維持するよう、本計画で定める各分野別施策を推進し、「人口減少に適応した持続可能で心豊かな和歌山」と「個人が尊重され、あらゆる分野で個性輝く和歌山」の実現につなげる。

## II 過疎地域の持続的発展に関する分野別施策

### 1 移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進

移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材育成の推進施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地城市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

◎…●（県実施）及び○（市町村支援）のどちらも含むもの。

事業名	事業内容
●わかやま移住定住総合戦略事業	「くらし」、「しごと」、「住まい」を総合的に支援し、若年・現役世代の移住を促進するため、移住フェアや相談会の開催など移住希望者のサポートを行うとともに、二地域居住の促進等、関係人口創出に向けた取組を実施する。
●わかやま移住定住支援センター運営事業	わかやま移住定住支援センターを設置し、移住・定住に関する相談業務や空き家バンク運営、移住希望者の現地案内、移住等に関する各種調査・分析業務等を実施する。
○移住支援金等支給事業	東京圏への過度な一極集中の是正及び地域の中小企業等における人手不足の解消のため、「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用し、県内へ移住して就業等を行う東京23区の在住者及び通勤者並びに県内へ移住して就職する東京圏の大学生等に対して、支援金を支給する。
◎地域活性化支援事業	県内で活動している地域づくり団体の自主的、主体的な地域づくり活動を、補助金等の支給や「都道府県過疎地域等政策支援員」の活用によって伴走的に支援することにより、地域住民自らの手による地域の活性化を図るとともに、地域振興に資する拠点の形成、空き家等の利活用、拠点における賑わい創出を促進する。
◎振興局地域づくり支援課題解決促進事業	・地域づくり支援：地域の資源や人材を生かした取組を行う市町村や民間団体等を支援するとともに、振興局が広域的・専門的な地域づくりに取り組むことで、個性豊かで活力ある地域づくりを推進 ・課題解決促進事業：市町村から頼られる振興局が、地域住民

	と密接に関わるなかで把握した地域課題を解決するため特に必要な施策を推進
--	-------------------------------------

## 2 産業の振興

産業の振興施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地城市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。
- ◎…●（県実施）及び○（市町村支援）のどちらも含むもの。

### （1）農業

事業名	事業内容
●基幹水利施設ストックマネジメント事業	劣化により低下した既存水利施設の機能を維持するため、機能診断を行い、保全計画の作成及びそれに基づく保全対策工事を実施し、既存施設の有効活用や長寿命化を図る。
●県営農業基盤整備促進事業	地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施し、担い手への農地集積の加速化、生産効率の向上、農業競争力の強化を図る。
●県営中山間総合整備事業	中山間地域において農業生産基盤の整備を総合的に実施し、農業、農村の活性化を図る。
●県営畠地帯総合整備事業	畠地帯において農業生産基盤の整備を総合的に実施し、農業経営の合理化を図る。
●県営水利施設等保全高度化事業	農業水利施設の整備に加え、施設の自動化、電動化等を実施し、水管理の合理化・省力化を図る。
●県営中山間地域ほ場環境整備事業	中山間地域における営農上の懸案解決や農地流動化を促進するための基盤整備を行い、産地維持を図る。
●ため池等整備事業	堤体や取水施設などの老朽化が著しく、漏水が発生しているため池等を改修し、下流域の農地や農業用施設、民家、公共施設を未然に災害から守り、農地等の保全を図る。
●地域農業再編普及活動事業	試験研究等で開発された新技術を普及・推進するなど、農業者へ技術等を支援する。

◎農作物鳥獣害防止総合対策事業	<p>深刻化する野生鳥獣による農作物被害を減少させるため、有害鳥獣の捕獲・狩猟者の育成・防護柵の設置など総合的な対策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵等設置支援（県1/3以内）</li> <li>・有害鳥獣捕獲支援（県定額、県1/2以内）</li> <li>・狩猟免許等取得支援（県定額）</li> <li>・鳥獣被害防止特措法による市町村の被害防止計画に基づく取組への支援（ソフト：国定額、ハード：国55%以内）</li> </ul>
●農業担い手対策事業	就農希望者、新規就農者、青年農業者等各段階に応じた支援を行い、農業の担い手の育成・確保を図る。
●農業の担い手育成総合対策事業	新規就農者の確保を図るため、「産地提案型就農モデルプラン」により産地から求める人材を発信する取組を支援とともに、本県農業の魅力を伝える動画や就農に関する情報を発信する。
●農地流動化支援事業	担い手への農地集積・集約を推進するため、農地中間管理機構が将来の農地利用のあり方をまとめた地域計画に基づいて実施する農地の流動化の取組を支援する。
●和歌山版農地再生活用支援事業	担い手への農地集積・集約を推進するため、農業者が実施する遊休農地解消及び園地条件改良の取組を支援する。
○中山間地域等直接支払制度	中山間地域等において、農業生産活動等が継続されるよう、農業生産条件の不利を補正するための支援として、中山間地域等直接支払交付金を交付する。（国定額）
○多面的機能支払制度	国土保全や水源涵養などの多面的機能の維持・發揮が図れるよう、地域の共同活動支援及び地域資源の適切な保全管理への支援として、多面的機能支払交付金を交付する。（国定額）
○団体営農業基盤整備促進事業	地域の実情に応じた迅速かつきめ細かな農地・農業水利施設等の整備を実施し、担い手への農地集積の加速化、生産効率の向上、農業競争力の強化を図る団体に対して助成する。

	(国 55%、県 5%)
○団体営農業水路等長寿命化事業	農業水利施設が将来にわたってその機能を安定的に發揮できるよう、施設の長寿命化に資するきめ細かな対策を実施する団体に対して助成する。(国 55%以内、県 5%以内)
○団体営農地耕作条件改善事業	耕作条件の改善を図り、農地中間管理機構による担い手農家への農地集積・集約や高収益作物への転換を促進させるため、農業生産基盤の整備を行う団体に対して助成する。(国 55%以内、県 5%以内)
○県単小規模土地改良事業	国の採択基準に満たない農道整備、かんがい排水、ため池保全、ほ場整備等を実施する団体に助成する。(県 30%～50%)
●次世代につなぐ果樹産地づくり事業	働きやすい園地づくりや高品質果実生産を推進するため、スマート農機や新技術の導入、請負防除のためのドローン技能認定取得等を支援する。(県 1/3～1/2 以内)
●野菜花き産地強化事業	施設園芸や露地野菜の生産性向上を図るため、ハウスの環境制御システムやスマート農機の導入、請負防除のためのドローン技能認定取得等を支援する。(県 1/3～1/2 以内)

## (2) 畜産業

●畜産振興総合事業	畜産農家を始めとする地域の関係者が連携し、新規参入者の受入体制整備、作業の外部化、品質向上、新たなブランドの創出、規模拡大等により地域全体として取り組み、畜産農家の経営体質強化を進める。
●和牛生産流通総合対策事業	県産和牛（熊野牛・紀州和華牛）の生産から流通まで総合的な対策を講じることで、品質向上価格転嫁及び需要喚起を促進させ、ブランド力向上や消費拡大を図る。

## (3) 林業

●農林大学校林業研修部事業	林業への新規就業希望者に対し、実践的な技術と知識を持った即戦力となる技術者の育成と既就業者のスキルアップを図る。
●「わかやまの森」次世代人材確保支援事業	<p>都市部等での林業プロモーションや就業支援講習の実施などの効果的な取組により、林業就業希望者を県内就業イベントへ誘導すると共に、農林大学校林業研修部研修生の研修生活を支援し、県内林業の新たな担い手となる人材を確保する。</p> <p>また、山村地域等において紀州備長炭をはじめとする特用林産物を活用した事業に対し、県及び市町村が支援することにより、地域産業の振興及び担い手の育成・確保を図る。(県1/3 以内)</p>
●森林・林業雇用総合対策事業	林業労働に対する安全衛生管理体制の促進や林業従事者の定着の促進に関する取組を行う林業事業体を支援するとともに、林業労働力確保支援センターの活動を通じて林業労働力の確保と定着を図る。
●山村地域振興事業	紀州備長炭をはじめとする山村資源を活用した伝統技術の伝承・山村資源の活用に係る技術研修と情報提供及び山村地域と都市との交流を通じた山村地域の振興を図る。・紀州備長炭振興対策・山村資源の活用促進・入会林野の整備指導。
●林業普及指導事業	森林の多面的機能の発揮及び持続的な森林経営の実現に向け、林業試験場や林業普及指導協力員と連携し、林業技術や経営に係る普及指導及び地域林業を牽引する人材の育成を図る。
●「企業の森」推進事業	環境貢献に関心のある民間企業等の資金や人材の導入を図ることで、産官連携した森林整備や環境貢献などを促進する。
●低コスト林業基盤整備サポート事業	搬出間伐等の推進と生産コストの低減を図るために、作業道や山土場の整備等を支援する。
●森林路網整備促進事業	搬出間伐等の森林整備の推進や木材生産量の増大を図るために、林業専用道（規格相当）の開設を支援する。

●森の守り人支援事業	森林整備等を行う市町村支援や人材育成・担い手確保対策に繋がる調査研究、森林経営管理制度の普及啓発等を実施する。
●低コスト作業システム整備事業	木材生産の効率化及び労務負担の軽減を図るために、高性能林業機械の導入を支援する。
○紀州材需要拡大対策支援事業	施設の木造・木質化を支援する事業として、紀州材を使用して整備される公共的な施設の整備に対し助成する。 ・公共的団体が、公共的な施設を新築、改築、増築する場合の木造・木質化の助成。(県 1/2 以内) ・公共的団体が、公共的な施設について、紀州材を使用した木製品で備品を整備する場合の助成。(県 1/2 以内)
○森林整備地域活動支援交付金事業	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、計画的かつ適切な森林整備の推進を図るために、森林経営計画や森林施業の集約化に必要となる森林情報の収集、施業提案書の作成、森林所有者の合意形成等の活動を支援する。(国 50%、県 25%)
○森林環境保全整備事業（補助）	重視すべき機能に応じた森林整備や路網整備を計画的に推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図る。(国 30~50%、県 5~25%)
●森林環境保全整備事業	木材流通の広域化や木材の大量運搬等に対応でき、山村の強靭化にも資する基幹となる林道を計画的に整備することにより、森林資源の循環利用の推進を図る。(国 50%、県 50%)
●新しい地方経済・生活環境創生交付金事業（インフラ整備事業（森林整備事業））	木材流通の広域化や木材の大量運搬等に対応でき、山村の強靭化にも資する基幹となる林道を計画的に整備することにより、森林資源の循環利用の推進を図る。(国 50%、県 50%)
○紀の国森づくり基金活用事業	森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るために、普及啓発、森林整備、森林資源の利活用及び県民の発想

○紀州原木市場活性化支援事業  ●紀州林業収益向上プロジェクト	<p>を生かした事業に対し助成する。(県 10/10 以内)</p> <p>増産傾向にある丸太に付加価値を付け、林家収入を向上させるため、県内の原木市場が原木に強度等を表示し販売する取組に対して支援を図る。(丸太情報の表示に要する経費 1/3 以内)</p> <p>林業収益を向上させるため、紀州材の生産加工を行う事業者に対して、生産性の向上や生産コストの低減に資する機械設備導入を支援する。</p>
---------------------------------------	--

#### (4) 水産業

●水産基盤整備事業  ●内水面漁業振興対策事業  ●漁港施設整備事業  ○漁業経営構造改善事業  ○漁港施設整備事業  ○沿岸漁業の再生を目指した漁場整備事業  ○次代につなぐ漁村づくり支援事業	<p>水産資源の維持・増大及び漁業操業の効率化を図るため、魚礁設置等の沿岸漁場整備を推進する。(国 1/2 以内)</p> <p>内水面資源の保護育成、漁場環境の保全等により、内水面漁業の振興を図り、中山間地域の活性化を図る。・アユ、マス類種苗放流・アユ産卵場造成・カワウ被害対策を行う。</p> <p>漁港施設の新設、改良等を実施し、漁業者の就労環境改善、安全性の向上及び漁港施設の有効活用を図る。</p> <p>水産物の安定供給を確保するための生産基盤整備や、水産業の競争力強化を図るために必要となる共同利用施設整備に対し補助する。(国 1/2 以内)</p> <p>漁港施設の新設、改良等を実施し、漁業者の就労環境改善、安全性の向上及び漁港施設の有効活用を図る。(国 1/2 以内)</p> <p>沿岸漁場の生産力を向上させ、水産資源を回復させるための取組に対し補助する。(県 1/3 以内)</p> <p>新規漁業就業者を育成するための漁業研修や、漁船等の導入に係る初期投資及び操業に必要な資格取得に対して支援。(県定額、県 1/3 以内、県 1/2 以内)</p>
---	---

#### (5) 情報通信産業の振興

●先駆的産業技術研究開発支援事業	県内中小企業等の新技術創出を目指す研究開発活動を支援する。
------------------	-------------------------------

#### (6) 地場産業の振興

●わかやま中小企業元気ファンド事業	地域資源や研究成果を活用した新たな商品開発を支援する。
●わかやま農商工連携ファンド事業	中小企業者と農林漁業者が連携した事業活動を支援する。 (わかやま中小企業元気ファンド事業と一体運用)
●産業を支える人づくりプロジェクト	県内中小企業の成長を支える優秀な人材の確保のため、応募前企業ガイダンスの開催や県内企業の採用情報発信等により、高校生の県内就職を促進する。
●地場産業等総合振興事業	产地組合等が行う商品開発・販路開拓等を支援する。
●わかやまU.I.ターン就職促進	県内外から和歌山を支える産業人材を確保するため、就職促進イベントの開催やわかやま就職支援センターの運営、就職関連情報の発信等により、県内就職を促進し、県内企業への定着を支援する。

#### (7) 企業の誘致対策

●企業立地促進対策助成事業	市町村への企業進出を促進するために、進出企業に奨励金を交付する。・雇用奨励金・立地奨励金・通信補助金・オフィス賃借補助金・航空運賃補助金・人材確保補助金
●企業立地促進資金融資事業	工場等の新設、増設をするための資金の一部を融資する。
●企業誘致活動事業	市町村への企業進出を促進するために、企業訪問に加え、パンフレットの作成及び新聞、HP広告等によりPR活動などを実施する。

○工場等用地取得造成事業	市町村等が行う工場等用地の取得造成に対して助成する。
○工場等関連施設整備事業	工場等用地の取得造成に伴い市町村等が行う進入路、排水路その他知事が必要と認めた施設の整備に対して助成する。 (上限 3 億円)
○工場等用地取得造成利子補給事業	市町村等が工場等用地取得造成に要する費用に充てるために発行又は借入れを行った地方債又は借入金に係る利子支払に対し助成する。(県 1/2 以内)
○工業団地等整備資金貸付事業	工場等用地及びオフィス施設の整備を行う市町村等の初期投資を軽減するため、当該市町村等への資金の貸付を行う。 (上限 3 億円)

#### (8) 起業の促進

●地域課題解決型起業支援事業	各地域に存在する課題解決のため、その地域で必要とされる新たな起業に対し支援する。
●スタートアップオフィス事業	起業家支援施設を設置し、インキュベーションマネージャーにより支援する。

#### (9) 商業の振興

●小規模事業経営支援事業	小規模事業者の経営の安定と振興を図るために、商工会及び商工会議所が経営指導員等を設置し実施する経営改善普及事業(事業継続力強化支援や経営発達支援を含む。)を支援する。
--------------	---

#### (10) 観光又はレクリエーション

●ジオパーク推進事業	ユネスコ世界ジオパーク認定に向け、ジオツアーや実施ガイドの養成、ジオパーク関連商品の開発などに取り組む。
●わかやま「観光力」推進事業	本県が有する多彩な観光資源を活用し、地域が一体となって魅力ある観光地づくりに取り組むとともに、戦略的な観光プロモーションを積極的に展開する。
●国際観光推進事業	海外、特に東アジアや欧米から外国人観光客を誘致するた

	め、旅行社、メディア招請による情報発信や現地でのプロモーションを展開する。
●教育旅行誘致推進事業	体験交流型プログラム「ほんまもん体験」を活用した本県への教育旅行の誘致を積極的に推進する。
●外国人観光客受入環境整備事業	外国人個人観光客が快適・安全に県内を周遊できる環境整備を実施する。
●サイクリング王国わかやま事業	川・山・海のサイクリングロードの利用環境を充実させるため、サイクリストが休憩や自転車の簡易な修理を行うことができる施設をサイクルステーションとして登録を進めるとともに、周遊マップやウェブサイトでの広報、サイクリングロードの周遊促進の企画等を通して、県内外からの誘客を図る。
●サイクリングロード整備事業	自転車を観光振興のツールとして捉え、その利便性向上のため「川・山・海」の3つのサイクリングロードの整備を実施する。

### 3 地域における情報化の推進

地域における情報化の推進施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地城市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。
- ◎…●（県実施）及び○（市町村支援）のどちらも含むもの。

事業名	事業内容
●5Gアンテナ基地局等設置ワンストップ窓口	県が保有する土地や建物の一覧を公開し、通信事業者からの申請や問い合わせに対応するワンストップ窓口を設置するほか、県内市町村における相談窓口を併せて公開し、県内の情報通信基盤の整備促進を図る。
●課題解決型デジタル活用プロジェクト推進事業	優れたデジタル技術やノウハウを持つ民間事業者等（デジタルサービス提供事業者等）から、デジタルを活用した本県の「課題解決」又は「魅力向上」につながる取組（プロジェクト）を公募し、県内をフィールドとして実証事業を実施する。

#### 4 交通体系の整備

交通体系の整備施策として、次に掲げる事業を過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地城市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

◎…●（県実施）及び○（市町村支援）のどちらも含むもの。

##### （1）国道・県道等の整備

事業名	事業内容
●道路改良事業	高規格道路や幹線道路網等の整備を実施する。
●農道整備事業	農業生産物流の合理化及び農山村の環境改善を図るための基幹農道整備を実施する。
●道路保全事業	橋梁耐震化、法面対策、無電柱化、老朽化対策、交通安全対策等を実施する。
○道路改良事業（市町村道路事業県費補助）	市町村道の新設及び改築（県 1/3 以内）、市町村道のトンネル又は橋りょうの新設及び改築（県 4/10 以内）
○林道整備事業（補助）	地域の重要なインフラである道路・農道・林道の一体的整備により地域再生を図る。（国 30～50%、県 5～25%）
●林道整備事業	広域的な基幹的林道を整備することにより森林整備の推進を図る。（国 50%、県 50%）

##### （2）交通確保対策

事業名	事業内容
●ライドシェア導入実証運行補助事業	地域住民や観光客の移動手段の維持確保を図るため、NPO 法人等が実施する交通空白解消に向けたライドシェア事業の正式運行に向けた実証運行を行うための経費の一部について支援する。（県 1/2 以内）
●地域特性やまちづくりを踏まえた持続可能な地域交通構築事業	持続可能な地域交通の構築に向けて、圏域ごとのあるべき姿を再構築（リ・デザイン）するため、専門家とともに県内地域交通の現状把握・課題分析を行い、その結果を市町村にフィードバックするとともに、市町村を跨ぐ広域エリアの調整等を

	推進する。
●地域交通確保維持改善事業（バス）	広域的・幹線的な路線の維持を図るため、運行欠損額相当額及び車両購入に係る減価償却費等について国と協調して補助する。（国1/2以内、県1/2以内）

## 5 生活環境の整備

生活環境の整備施策として次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地城市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

◎…●（県実施）及び○（市町村支援）のどちらも含むもの。

### （1）水道施設、汚水処理施設の整備等

事業名	事業内容
●廃棄物適正処理推進事業	広域的なごみ焼却施設や最終処分場の整備を推進する。
●公営住宅建設事業	老朽化が著しい団地における建替事業と既存ストックの有効活用のための改善事業を実施する。
○漁村環境整備事業	漁業集落において集落排水施設整備事業を実施している市町村に対し、国庫補助対象経費を県が翌年度に交付する。（国1/2以内、県1/10以内）
○水道施設整備事業	水道施設の耐震化や水道の広域化などを図るための整備を行う市町村に対し、費用の一部を国が補助する。（国1/4、1/3又は4/10）
○下水道事業	公共下水道等の設置又は改築を行う市町村に対し、費用の一部を国が補助する。（国1/2以内または5.5/10以内）
○下水道事業促進整備（交付金）事業	公共下水道事業を実施している市町村に対し、管渠工事に係る国庫補助対象事業費の2%（H31～R9までの9年間に限り2.5%）を限度として県が翌年度に交付する。
○集落排水整備事業	農業集落等において汚水処理施設の整備又は改築を行う市町村に対し、費用の一部を国が補助する。（国1/2以内）

○農業集落排水（交付金）事業	農業集落等において集落排水施設整備事業を実施している市町村に対し、国庫補助対象経費の 10%を県が翌年度に交付する。
○農業集落排水事業	農業集落において汚水処理施設の整備又は改築、機能診断や最適整備構想の策定を実施する市町村に対し、費用の一部又は全部を国が補助する。(国 1/2 以内、定額)
○浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽設置者に補助を行う市町村に対し、補助額の一部を国・県が補助する。(国、県 各 1/3 以内)
○浄化槽市町村整備推進事業	浄化槽市町村整備推進事業を実施する市町村に対し、費用の一部を国が補助する。(国 1/3 以内)
○浄化槽市町村整備推進（交付金）事業	浄化槽市町村整備推進事業を実施している市町村に対し、整備に伴う市町村負担額から交付税措置分を除いた 1/2 を県が翌年度に交付する。(県 1/2 以内)
○紀南版フェニックス事業	紀南地域における廃棄物最終処分場運営事業を支援する。(県産業廃棄物に係る事業費×1/2 以内)

## (2) 防災・減災対策の推進、消防・救急体制の整備

事業名	事業内容
●南海トラフ地震に備えた津波避難困難地域解消等の推進事業（津波から『逃げ切る！』支援対策プロダム）	南海トラフ地震における津波避難困難地域解消のため、堤防の整備等の津波対策を実施する。また、経済被害を抑え早期の復旧・復興につなげる津波対策を合わせて実施する。
●河川整備事業	水災害による被害軽減のため、ハード対策として河川の河道拡幅や護岸整備等を行うとともに、ソフト対策として水害リスク情報発信などを推進する。
●砂防事業	土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害から人命・財産を保全するため、ハード対策として砂防関係施設の整備を行う

	とともに、ソフト対策として土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の調査・指定を推進する。
●住宅耐震化促進事業	既耐震基準の住宅の耐震化を促進し、地震による住宅倒壊災害を防止する。
●緊急輸送道路沿道建築物の耐震化支援	地震時に建築物倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぐため、沿道の建築物の耐震化を支援する。
●地域防災力向上事業	県民の防災意識の向上と防災知識の普及を目的に、関係団体等と連携して、研修会や啓発広報を行うとともに、自主防災組織の組織率の向上と組織活動の活性化を図る。 ・地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」の実施 ・自主防災組織の活性化（自主防災組織情報連絡会の開催、会報誌の発行、自主防災組織運営の手引き等の作成等） ・家具固定の推進
●消防体制の強化推進事業	消防の広域化及び連携・協力の推進、消防体制の充実強化に係る市町村への指導、消防学校における消防職団員に対する幹部教育、専科教育及び特別教育の実施。
●消防救急デジタル無線運営事業	市町村と共同・連携した消防救急デジタル無線共通波システムを運営する。
●救急高度化推進事業	消防機関及び医療機関と連携し、救急救命協議会を運営することで、救急救命士の確保及び育成の推進、救急業務高度化を図る。
○わかやま防災力パワーアップ補助金事業	市町村における防災体制整備及び防災対策の充実強化を図るために、市町村が大規模災害の被害を軽減するため策定する地震防災対策に係る計画(地震防災対策アクションプログラム)の減災目標を達成するために行う事業に対し補助する。(県1/2以内)
○消防防災施設等整備事業	消防施設等の拡充強化を図るため、消防施設の整備に対し補助する。(国5.5/10以内)

●防災訓練の実施事業	市町村や防災関係機関、民間事業者等と連携した救助救出訓練等を実施する。
●災害対応力強化事業	災害発生時に備え、物資輸送や救助救出活動の拠点、資機材等を整備する。また、災害発生時に迅速かつ的確な災害対応を行えるよう、災害対応の知見を有する人材の育成を推進する。

### (3) 安心できる生活環境の整備

事業名	事業内容
◎消費者安全サポート事業	消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、国交付金を活用し、消費生活相談員の養成・スキルアップ、消費者啓発・教育、市町村支援などを実施する。
●交通安全推進事業	和歌山県交通安全運動推進要綱（年間及び年季）に基づき、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図る。

## 6 子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

子育て環境の確保と高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地城市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。
- ◎…●（県実施）及び○（市町村支援）のどちらも含むもの。

事業名	事業内容
○老人福祉施設等整備事業	地域密着型施設を整備する市町村に対し助成する。（県一床又は一施設当たり定額）
○市町村地域生活支援事業	障害者総合支援法に基づく、地域生活支援事業を実施する市町村に対し補助する。（県1/4以内）
○子ども・子育て支援事業	子ども・子育ての支援のため、私立の保育所や認定こども園の運営への負担や、特例保育（従前のへき地保育所）等を実施する市町村に対し補助する。（国1/2以内、県1/4以内）、延長

	保育、病児保育及び放課後児童クラブ等を実施している市町村に対し補助する。(国 1/3 以内、県 1/3 以内)、家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多く入所している保育所の保育士加配に対し補助する。(県 1/2 以内)
--	---

## 7 医療の確保

医療の確保施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地城市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。
- ◎…● (県実施) 及び○ (市町村支援) のどちらも含むもの。

事業名	事業内容
●…へき地医療対策事業	無医地区等医療機関を利用する事が困難な地域における医療の確保、充実を図る。
●…医師確保対策事業	地域医療を担う医師の確保、充実を図る。
●…救急医療対策事業	救急医療体制の確保と充実を図る。

## 8 教育の振興

教育の振興施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

- …県において実施するもの。
- …過疎地城市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。
- ◎…● (県実施) 及び○ (市町村支援) のどちらも含むもの。

事業名	事業内容
●…広域スポーツセンター育成事業	各市町村に「総合型地域スポーツクラブ」の創設及び育成を行い、地域住民が主体的に関わるスポーツ環境を整備するとともに、地域コミュニティづくりを推進する。
◎…緑育推進事業	森林や林業、山村に関する体験学習を通じて、人々の生活及び環境と森林及び林業との関係について、理解及び関心を深めるため、小中学生等を対象とした森林体験学習の実施に対し助成する。(県 10/10 以内)

## 9 集落の整備

集落の整備施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地城市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

◎…●（県実施）及び○（市町村支援）のどちらも含むもの。

事業名	事業内容
◎地域活性化支援事業【再掲】	県内で活動している地域づくり団体の自主的、主体的な地域づくり活動を、補助金等の支給や「都道府県過疎地域等政策支援員」の活用によって伴走的に支援することにより、地域住民自らの手による地域の活性化を図るとともに、地域振興に資する拠点の形成、空き家等の利活用、拠点における賑わい創出を促進する。
◎振興局地域づくり支援課題解決促進事業【再掲】	・地域づくり支援：地域の資源や人材を生かした取組を行う市町村や民間団体等を支援するとともに、振興局が広域的・専門的な地域づくりに取り組むことで、個性豊かで活力ある地域づくりを推進 ・課題解決促進事業：市町村から頼られる振興局が、地域住民と密接に関わるなかで把握した地域課題を解決するため特に必要な施策を推進

## 10 地域文化の振興等

地域文化の振興等の施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地城市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

◎…●（県実施）及び○（市町村支援）のどちらも含むもの。

事業名	事業内容
●文化財保護育成補助事業	国・県指定文化財及び埋蔵文化財の保存と活用を図るため、所有者等が実施する文化財保存事業（建造物・美術工芸品の保存修理、史跡・名勝・天然記念物の保存整備、カモシカの食害対策、埋蔵文化財の発掘調査等）に対して補助する。
●国指定文化財管理費事業	国指定文化財の保護管理を図るため、県が委嘱する文化財保護指導委員によるパトロール等を実施するとともに、所有者等が実施する指定文化財管理事業（建造物等に設置した防災設備

	の保守点検等、建造物等の維持管理のための小修理、名勝等庭園の荒廃防止、重要文化財民家の環境整備、美術工芸品の保全維持のための燻蒸・殺虫等) に対して補助する。
●無形民俗文化財保護育成事業	無形民俗文化財に使用する用具、衣装等の修理、新調等の事業に対し補助する。
●世界遺産管理事業	世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」の登録資産、緩衝地帯並びに周辺地域の文化財及び文化的景観の保全を図るため、所有者等が実施する建造物、参詣道等の復旧・維持管理事業に対して補助する。

### 1.1 地域における再生可能エネルギーの利用促進

地域における再生可能エネルギーの利用促進施策として、次に掲げる事業を、過疎地域の市町村と協力して実施する。

●…県において実施するもの。

○…過疎地域市町村が実施する事業に対し、国や県が補助金などの財政支援を行うもの。

◎…●（県実施）及び○（市町村支援）のどちらも含むもの。

事業名	事業内容
○水力発電施設周辺地域交付金事業	水力発電施設の所在市町村が実施する公用施設整備や地域活性化事業を支援する。（国 10/10 以内）

### **III 計画の達成状況の評価に関する事項**

---

本計画の進行管理（達成状況の評価の時期及び手法）については、和歌山県総合計画（令和7年（2025年）12月策定）の実施計画（アクションプラン）における達成状況等の評価を勘案し、本計画の次期計画策定時に併せて評価を行う。